

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市中宗岡一丁目一四二四番 三地先から同市上宗岡二丁目六 六〇番一地先まで		区 間
四二・二八〽 六四・九七	四二・二八〽 五七・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一一四六・六八		延 長 (メートル)
道路改良事業に よる。		備 考